

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

## 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、新たに「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」を採用することとしています。また、「反射器に係る協定規則（第 3 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 152 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 23 年 6 月 23 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」（以下「保安基準」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下、「細目告示」という。）等を改正する必要があります。

## 2. 改正概要

### （1）保安基準の改正

- ① 電気装置（保安基準第 17 条の 2、細目告示第 21 条、第 99 条、第 177 条、細目告示別添 101、細目告示別添 110 関係）

「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

#### 【適用範囲】

- 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置に適用します。（従前から変更はありません。）

#### 【改正概要】

- 高電圧配線の橙色被膜の義務付け、交流回路の絶縁抵抗値の追加、開放型鉛蓄電池の水素エミッションの測定の義務付け等の要件を追加します。

#### 【適用時期】

- 新型車：平成 26 年 6 月 23 日以降に新たに型式の指定を受ける自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車
- 継続生産車：平成 28 年 6 月 23 日以降に製作される自動車

- ② 電気装置（保安基準第 17 条の 2、細目告示第 21 条、第 99 条、第 177 条、細目告示別添 111 関係）

「ステアリング機構に係る協定規則（第 12 号）」「オフセット前面衝突時の乗車人員の保護に係る協定規則（第 94 号）」、「側面衝突時の乗車人員の保護に係る協定規則（第 95 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

#### 【適用範囲】

- 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に適用します。（燃料電池自動車につ

いても適用対象とします。)

**【改正概要】**

- 衝突後の高電圧保護性能の対象をこれまでの客室内に加え、客室外にも拡大、交流回路の絶縁抵抗値等の要件を追加します。

**【適用時期】**

- 新型車：平成 26 年 6 月 23 日以降に新たに型式の指定を受ける自動車又は電力に作動する原動機を有する自動車に改造された自動車
- 継続生産車：平成 28 年 6 月 23 日以降に製作される自動車

③ 座席ベルト（細目告示第 30 条、第 108 条関係）

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に適用します。（従前から変更はありません。）

**【改正概要】**

- 座席ベルトのバックルについて、解除ボタン以外の部分は赤色であってはならないこととしていますが、乗員着席時に点灯し、かつ、乗員がバックルを締めた後に消灯する構造であれば、バックルのいかなるところにでも赤色を用いた警告灯を備えることができることとします。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

④ 側方灯（細目告示別添 61 関係）

「側方灯に係る協定規則（第 91 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 自動車に備える側方灯に適用します。（従前から変更はありません。）

**【改正概要】**

- 光源電子制御装置（電圧状態が変化しても光源の明るさを一定に保つための装置）又は可変光度制御装置（外部の明るさに合わせて光源の明るさを調整するための装置）を備える場合の試験電圧について、他の灯火と同等の基準を設けるよう改正します。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

⑤ 側方照射灯（細目告示別添 102 関係）

「側方照射灯に係る協定規則（第 119 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 自動車に備える側方照射灯に適用します。（従前から変更はありません。）

**【改正概要】**

- 側方照射灯の光度要件を以下のとおり変更します。

改正前	改正後
側方照射灯の光度は、 (1) 水平面より上方向：300cd (2) 0.57D 度面上：600cd (3) 0.57D 度面より下方向：10,000cd を超えてはならない。	側方照射灯の光度は、 (1) 1.0U 度面より上方向：300cd (2) 水平面上：600cd (3) 0.57D 度面下方向：14,000cd を超えてはならない。

### 【適用時期】

- 平成 28 年 6 月 23 日から型式の指定等を受ける自動車に適用します。

### ⑥ 電気装置（保安基準第 17 条の 2、細目告示第 21 条、第 99 条、第 177 条、細目告示別添 101、細目告示別添 110、別添 111 関係）

電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車の増加が見込まれることから、以下のとおり改正します。

#### 【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）を改造により、電力により作動する原動機を有する自動車に変更したものに適用します。

#### 【改正概要】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降、電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車について、その自動車の製作日にかかわらず、平成 24 年 7 月 1 日から適用される電気装置に係る保安基準を適用させることとします。

#### 【適用時期】

- 平成 24 年 7 月 1 日以降に電力により作動する原動機を有する自動車に改造された自動車

### ⑦ ワンマンバスの構造要件（細目告示別添 106 関係）

#### 【適用範囲】

- 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であって車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用します。（従前から変更はありません。）

#### 【改正概要】

- 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造解除装置を備えた場合にあっては、当該解除装置が運転者席において操作することができないこととしていますが、今般、故障時などに解除するためのものであって、容易に操作することができない場合に限り運転者席から操作することができる構造であっても適用を除外する旨明確化します。

#### 【適用時期】

- 施行日より適用します。

### ⑧ その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたので、国内法令も同様に改正を行います。

## (2) 装置型式指定規則の改正

以下の協定規則の国内採用及び改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）対象とするよう第 2 条（特定装置の種類）及び第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行います。

（採用された協定規則）

- ・「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」

（改訂された協定規則）

- ・「ステアリング機構に係る協定規則（第 12 号）」
- ・「オフセット前面衝突時の乗車人員の保護に係る協定規則（第 94 号）」

- ・「側面衝突時の乗員人員の保護に係る協定規則（第 95 号）」
- ・「側方照射灯に係る協定規則（第 119 号）」

### **3. スケジュール**

公布：平成 23 年 6 月下旬 予定

施行：平成 23 年 6 月 23 日

※ E C E 規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_nov10.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov10.html)